厚生文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和5年 9月13日 開会 10時00分 閉会 11時57分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

 沖 久 教 人
 柳 原 英 子
 西 村 慎次郎
 柳 井 一 徳

 惣 台 己 吉
 大 滝 文 則
 佐 藤
 豊

4. 欠席委員名

坊 野 公 治

- 5. その他の会議出席者
 - (1) 議 長 三 宅 文 雄
 - (2)委員外議員 西田 久志
 - (3) 説明員

市民生活部長 副市 長 猪 原 慎太郎 健康福祉部長 沖 津 幸 弘 健康福祉部次長 片 井 啓 介 環境企画課長 朝原博幸 美星支所長 藤 井 義 信 介護保険課長 森川正康 総務課参事 西本 晴 雄 甲南保育園長 阪 谷 佳 美 津 組 勇一郎 病院事務部長 福祉課長補佐 \mathbf{H} 昌 巳 藤 祐二郎 教 育 長 伊 藤 学校教育課長 米 本 大 樹 賀 浩 生涯学習課長 多 恵 生涯学習課参事 藤井 剛 教育総務課長補佐

久 安 伸 明 市民生活部次長 毛 利 恵 子 市民課長 井 隆 史 藤 芳 井 支 所 長 梶 井 克 也 子育て支援課長 片 Щ 恭一 健康医療課長 史 中 新 純 益史 健康福祉部参事 Ш 上 芳井保育園長 宅 弘美 \equiv 病院総務課長 山 昌 史 松 戸籍住民係長 片 山 麻 理 教育次長 唐 木 英 規 文化スポーツ課長 高 田 知 樹 花 学校給食センター所長 立. 計 志 岡崎 直子

(4) 事務局職員

事務局長和田広志主任主事中畠大輔

次 長 成智千恵

6. 傍聴者

- (1)議員 三宅孝之、多賀信祥、西田久志
- (2) 一般 0名
- (3)報道 1名

7. 発言の概要

副委員長(沖久教人君) 皆さんおはようございます。

委員長が体調不良により欠席していますので、私が代わって委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

はじめに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長(猪原愼太郎君) 皆さんおはようございます。

9月も早いものでもう中旬ということであります。彼岸が近づいてまいりましたので、もう朝夕はすっかり涼しくて過ごしやすくなってまいりました。

今年の夏は大変暑かったのですけれども、新型コロナが2類から5類になったということで、いろんなイベントが元へ戻ったなあという感じがしております。それこそ、コロナ禍ということで、約3年間、いろんなことができなかった年が3年も続いたわけですが、そういった中で、地域のコミュニティーの衰退というものをすごく恐れていたところでありましたけれども、ありがたいことに、市内各地におかれましては、自分たちの地域を盛り上げようということで、地域の皆さんの手作りによるイベントが開催をされたということは、大変ありがたく思っているところであります。

先週は、それこそ、美星町でたくさんのイベントが開催をされました。土曜日は、中世夢が原大神楽、約1,000人の方がいらっしゃったということであります。また、日曜日には、ピオーネまつりということで、これも長蛇の列ということで、大変よかったなと思っているとこであります。

そういった中、実は新型コロナウイルス感染症の感染者はもう大変増えているということで、井原医師会のホームページによりますと、8月の1か月間の感染者が985人ということでした。この985という数字は、1年前の11月、これが第8波の入り口と言われた月なんですけれども、その月が970人ということですから、それよりも増えているということですし、それから重症化をしないということで、要は検査をされずにもう自分で休養された方もいらっしゃると思うので、まだまだ実際は多い数なんだろうということが推測をされるところであります。

そういった中、ワクチンの秋接種というのを今月の20日から井原市でも接種を始める予

定ということであります。周知が少し遅れておったんですけれども、これは新しいワクチンの厚生労働省の承認の関係もあったということです。昨日承認もされたということで、併せて説明会があったということであります。秋接種は、オミクロン株のXBB対応ということを聞いております。予約の仕方なんかは、今までと大きく変わることはないということでありますので、最も近々に皆さんにワクチンの予約の仕方を周知したいと思っておりますので、ワクチンを打つことができる人はワクチンを打っていただいて、それからあとは基本的な感染防止対策でみんなでしっかり予防していくしかないと思っております。よろしくお願いしたいと思っております。

そういった中、本日は厚生文教委員会を開催をいただきました。皆様方におかれまして は、何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございま す。

この委員会に付託されております案件は、請願が1件、条例案件が1件、執行部報告事項が1件、所管事務調査事項が1件ということでございます。

なお、会議システムのほうに本定例会報告事項を登録しております。後ほどお目通しのほうお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について〉

副委員長(沖久教人君) 紹介議員の説明を求めます。

紹介議員(西田久志君) 皆さんおはようございます。

請願内容についてですが、大きく2つの項目をお願いしたいと思います。

1つ目は、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員の定数改善を推進する。でございます。

小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられていますが、中学校、高等学校の学級編制標準は現在のまま据え置かれています。教職員の職務の軽減とゆとりあるクラス編制をすることにより、子供たちと接する時間が増え、それによっていじめ、不登校、自殺などの深刻な問題に対処できるわけであります。

2つ目は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担 割合を引き上げることでございます。 生徒たちが安心して教育を受けられる環境整備の上で、必要な施策と考えております。 この後、請願提出者から詳しく説明があると思います。そして、委員の皆様のご賛同をい ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〈なし〉

~休憩中、厚生文教委員会協議会開催~

副委員長(沖久教人君) それでは、この請願について、皆さんから採択、不採択等のご 意見を求めます。

委員(惣台己吉君) 今までの説明をお聞きしまして、採択すべきと思います。

〈なし〉

〈採決 採択〉

副委員長(沖久教人君) ただいま採択となりました請願第1号 教職員定数改善と義務 教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願 については、国に対し意見書の提出を求める請願でございますので、委員会の発議として提 出することにいたしたいと思います。

〈異議なし〉

副委員長(沖久教人君) なお、意見書案につきましては、請願の趣旨にのっとり作成することとし、委員長に一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈議案第51号 井原市災害救助条例の一部を改正する条例について〉

委員(西村慎次郎君) 第3条に救助の種類っていうのが書かれていますが、その第4項で市長は救助の種別などを別に定めることができるということで、種類と種別の違いはどう

いう違いでしょうか。

健康福祉部次長(片井啓介君) すいません。お待たせしました。

種類につきまして、例えば第3条の第1号に避難所及び応急仮設住宅の供与というものが ございます。これを種別として規則に設けるわけですけれども、避難所と応急仮設住宅に分 けております。その他は、それぞれ並列して記載をしておりますようなもの、医療でありま すとか助産、こういったあたりも個別に種別として規定をするということでございまして、 違いというのはそういうところになります。

委員(西村慎次郎君) 第3条の第1号に書いてある種類の内訳を種別と言われてるのかなということで、今後種別が増えていった場合、別表だけで増えていくのか、多分、第11号のその他の項で全部いけちゃうのかなあというところで、そのあたり、今後種別が増えたり、種類が増えると条例改正なんだろうけども、種別が増えた場合にはどういう扱いになってきますか。

健康福祉部次長(片井啓介君) 第11号にありますその他というところにつきましてですけれども、具体的に、国の基準の中でいいますところでは、救助のための輸送費であるとか、賃金で、そういった雇用して手伝いをいただく方の費用、こういったあたりを国の基準で想定をしております。

ですので、例えば種類、種別もそうですけども、ここに書いてないようなものが出てくれば、国の基準も当然変わってまいりますので、それに合わせた規定に改正をしていこうというふうに思っております。

委員(西村慎次郎君) 今回別表を削るということで、条例上ではなくなって、規定になるんだと思ってるんですが、その別表の部分が今後改正になった場合、議会に対するこういった、条例改正でいえば議案として上がってくるんですけども、別表が改正になった場合には、今後は報告とかで上がってくるのか、執行部の中で決裁をして、内容については議会のほうには伝えられないのか、その辺、今後の運用についてお尋ねします。

健康福祉部次長(片井啓介君) このたび別表を施行規則のほうへ規定をいたします。ご 承知のとおり、施行規則は議案等にはなりません。市長の決裁によって公布をいたします。 一応、市役所の前に掲示板ございますが、そういった形、それから市のホームページから例 規集に入っていただいてごらんいただけるとか、そういった形になろうかと思いますので、 特段議会のほうに具体的にお示しするということは今のところ考えておりません。

委員(西村慎次郎君) 分かりました。

委員(柳井一徳君) 1点お伺いいたします。

以前、私、一般質問で、家庭におりますペットを災害の場合、避難所へ連れていく、その

ときの対応をどのようにするのかということをお尋ねしたわけですが、その後、条例の中にも載せてありませんし、どのようなことになっておるのか。今後、ペットを飼っておられる家庭も大勢おられると思います。家族同様に飼われているわけで、連れて一緒に避難所へ行く、その場合、動物が嫌な方も中にはおられるかも分からない。そのようなことのために、当時の市長はペット専用ブースを設けるというようなことをおっしゃられた記憶があります。それらしきものは全然ないんですが、今後そのようなことについてももっと詳しく慎重に考えていただけるのかどうか、そこのとこをお伺いします。

健康福祉部次長(片井啓介君) この条例で掲げている種類につきましては、今おっしゃられているようなことは、第1号の避難所のところに当てはまると思います。市としてまずこの条例で規定しているのは、災害救助法の適用を受けない場合に、同等のフォローをしないといけないということでの条例でございまして、避難所の設置をしますということです。ですので、今のお話は運用のことになると思いますので、こちらはまた別のところで議論をさせていただこうということになろうかと思います。

委員(柳井一徳君) 分かりました。ありがとうございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

副委員長(沖久教人君) 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈令和5年度全国及び岡山県学力・学習状況調査の結果の概要について〉

委員(佐藤 豊君) 語句の説明をもう少し詳しくお願いしたいんですけど、自己肯定感

ですか、はどういうふうに理解したらよろしいんでしょう。

学校教育課長(米本大樹君) 自己肯定感というのは、自分をポジティブに捉えるというような意味合いと考えていただければ結構だと思います。

委員(佐藤 豊君) それから、夢、目標ということを子供、小学生、中学生にどのように求めているのか、自分から、その時点で将来の夢とか、この中学校に行きたい、この高校に行きたい、また大きくなったらこのような仕事に就きたいという目標を、もうこの小学生の時点とか中学生の1、2年の時点で持った授業への取組を推進していこうとされてるのか、どのように捉えたらよろしいでしょう。

学校教育課長(米本大樹君) この夢、目標というのは、個人差がありますので、小学校の段階から例えば将来こういう職業に就きたいという児童がいれば、中学生になっても将来自分がどういう職業に就きたいかというのがまだ決まっていない生徒もおります。個人差がある中ですが、それぞれ個人個人、スモールステップで、じゃあ近い未来で自分がどういうふうなことにチャレンジしたいかであるとか、どういう自分になりたいかというような目標を持たせて、その目標に向かって取り組んでいくというような形の指導を行っております。

学校教育課長(米本大樹君) 学校現場の指導についてですが、タブレットの使用と個人の携帯電話やスマートフォンの使用というのは、分けて考えております。スマートフォンなどの使用に関しましては、生活習慣に係る部分ですので、しっかり家庭のほうと協力、連携しながら、例えば睡眠時間が短くなってるようでしたら、その改善をしたり、ほかの勉強時間を割いてゲームをしているようでしたら、そのあたりの指導をしっかり家庭のほうに依頼すると。タブレットの使用に関しましては、これはあくまで学習の一環として使用しているというところでありますので、この本調査の内容につきましては、タブレットの学習に関す

る使用についての内容になっております。

学校におきましては、1人1台端末が始まりましてもう3年目になりますので、学校での使用はもちろん、積極的な家庭での活用ということで、持ち帰りも含めて指導しているところでございます。

委員(佐藤 豊君) もう一点だけ、すみません。

スマートフォンの、小学生、高屋小学校の場合は持ってる、県の状況からすると、低い状況。だけど、実際にお父さんお母さんのタブレットを使って遊んでる状況がちょっと高いような状況で報告を受けたんです。その辺で、今後そのことがずっと日常生活の中で続くようですと、教育的に影響も出てくるんじゃないかというふうにはそのときに感じたんですけど、その辺の学校での指導というか、今後こういうふうな取組方に改善したほうがいいですよというのは、教育委員会のほうから学校、高屋小学校の事例だけじゃ、今話をしてますんで、ほかの学校の状況は分かりませんけども、どのような方向性でそういったことの対応を考えられておられるでしょうか。

学校教育課長(米本大樹君) スマートフォンなどの利用に関して、スマートフォンの利用、使い方によっては、非常に便利で有効な手段のツールの一つだというふうに認識しておりますが、行き過ぎた使用については、委員さんおっしゃったように、いろんな弊害が出てきますので、そのあたりは、先ほども申しましたが、家庭と連携して、よりよい生活習慣を目指していくという視点で、しっかり保護者と連携協力しながら、各校で折に触れて進めていきたいと考えております。

委員(柳原英子君) お聞きしたいんですけど、具体的なことをお聞きしてもよろしい。 今後の対応というところで、もう何回もこの言葉は出てくるんですけれども、(1)のと ころで、基礎基本の確実な定着を目指した、「分かる・できる」のある授業改善を行う。と いうのがあるんですけど、具体的にはどういうことをやるような授業内容が改善される、ど ういうことを改善されるのか教えていただけますか。

学校教育課長(米本大樹君) 基本的には、岡山県のほうで授業のスタンダードというものがありますので、そちらにのっとって進めていきたいと考えております。

当然、授業を受ける児童・生徒が先生が何を言ってるのか分からないということでは、学力向上には全くつながりませんので、当然、一つの教室で授業する児童・生徒の学力差はあるんですが、できるだけ、可能な限り、それぞれ基礎、基本をしっかり意識した上で、できるだけ多くの児童・生徒が分かる授業を目指していくと。当然、採用1年目の教員と20年、30年授業している教員とでは授業力に差がありますので、そのあたりはしっかりOJTなどを活用して、ミドルリーダー的な教職員が若手教職員に、しっかり授業を見るなどし

て、そういう中で助言、指導することで、できるだけ児童・生徒に分かりやすい授業を徹底 するような取組を行っております。

委員(柳原英子君) 今までそれでやってこられてるんですよね。そこで、どれをどういうふうに変えられるかというのが分からない。

学校教育課長(米本大樹君) 基本的な線としては、先ほど申しました、岡山県が出してる学習のスタンダードによっているんですが、授業者、特に若手教員一人一人、どこが得意でどこが不得意でというところは個人差がありますので、具体的にここをこうしていくというのはケース・バイ・ケース、その教員の力量によるところになっておりますので、ここで具体的にここのこういうところを改善していきたいというお答えをするのは難しいかなあと。実際その授業を見て、経験のある教員がその教員に対して、こういうところをこうしたらもっと良くなるのではないかとか、発問の仕方であるとか、机間指導の在り方であるとか、課題の提出の仕方であるとか、いろんなところを細かくチェックをして、若手教員がよりよい分かる授業を実践できるような取組を行っているところでございます。

〈休憩〉

委員(柳原英子君) すいません、また同じようなことで。

つまずきの解消を図るというところで、つまずきって子供一人一人違うと思うんだけれど も、そういうふうに一人一人を見詰めて、井原の場合は人数も少なくなってるからやってく ださるのかなあという気がするんですけど、そうなんですか。そこをお聞きしたいです。

学校教育課長(米本大樹君) 委員さんがおっしゃるとおり、当然つまずきというのは個人個人異なってきます。当然、個人個人にも対応をするんですが、例えばテストの結果の正答率とかで、ここの分野の正答率が低いであるとか、そういうところを重点的に手厚い指導を行う、もしくは個人個人まで視線を下ろした場合に、その個人が間違っている、テストを幾らかこなしていく中で、ここが苦手かなあというところを教員のほうが見取って、そこの特別な課題を出したり、授業の中で個別指導したりというような対応をしているところでございます。

委員(柳原英子君) ありがとうございます。

委員(佐藤 豊君) その件で、具体的にそういう反復な教え方ができる時間の余裕があるんですか、現実的に。

学校教育課長(米本大樹君) 個別、例えば授業の中で特別その一定の特定の児童だけに 時間を割いたり、個別の課題を出したりというところは難しいので、そのあたりは、例えば 自主学習のような形で子供たちが課題をする場面があるので、そういう中で、全体指導の中で自分の苦手な分野、もしくは内容の自主学習をするようにというような指導をしたりはしております。

委員(佐藤 豊君) 学校がそういう方針でいけばいいんでしょうけど、個々人の意識が、そういった、今自分がつまずいてるところを解消しよう、クリアしようという動機づけというのか思い、それがなかったらなかなかできないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の、世間的にいうやる気スイッチ、そういうものはどういった形で引き出されておられるんですか。

学校教育課長(米本大樹君) 学習の一番のベースとなっているのは、学校の授業という ふうに考えております。そういう中で、先ほども申し上げましたが、一番大切なところが分 かる授業、子供たちが一番どのタイミングで学習意欲が、モチベーションが上がるかという と、今まで分からないものが分かった、できたという瞬間が一番やる気が出る瞬間だという ふうに思っております。授業の中で、そういう場面を一つでも多く子供たちに見いださせる ような授業を展開していくことが重要だと考えております。

委員(佐藤 豊君) 最後に1点だけ、すいません。

褒めるといった姿勢は全教育者が持っておられるんですか。怒る、今世間でよく言われる、昔は叱って伸ばすという、今は褒めて伸ばすという教育に変わっていっているというふうなことをよく聞くんですが、現実的にそういった褒めるというスタンスを教職員の方が、大半の人はそういう姿勢を持っておられるのか、昔の先生は怒るというスタンスが僕らの時代は基本的だったんですけど、今は教育現場としてのそういう教職員の皆さんの基本的な姿勢というのは、子供を伸ばすという姿勢というのは、どのような姿勢が今主軸になってるんでしょう。

学校教育課長(米本大樹君) 委員さんがおっしゃったように、指導の在り方というのは 一昔前とは随分変わっている部分があります。褒めるということに関しましては、生徒が成 長した部分に関しては積極的にどの教員も褒めていく、怒るというか、叱る、いわゆる厳し い指導をすることもあります。ただ、学習面において厳しい指導というのは、少ないのかな あと。例えば、生徒指導面で、命に関わることであるとか、法に触れるような行為に関しま しては、厳しい指導は必要だというふうに考えております。

委員(佐藤 豊君) すみません、もう最後と言った後に申し訳ないんですけど、この間、高屋小学校で、担当で来られた岡山の先生なんですけど、子供さんに質問したときに子供さんが適切な答えをしたときに非常に褒めるんです。すごいなと思って。そこまで褒めるかぐらいものすごく持ち上げるんです。ですから、子供さんはにこっと。ほかの子供さん

も、その雰囲気がよくなるんです。そういう学校教育現場で褒めるということのすごさとい うのは実感したんです、この間。

そういったことで、基本ベースとして褒める、先生方の平均的なそういうスタンスがそういう形である井原市教育委員会の先生方であってほしいなということを実感したんで、余計な話になりましたけども、よろしくお願いいたします。

委員(大滝文則君) 1点だけ。

今年の学力調査それから意識調査といいましょうか、何でしょうか。というのが、質問紙調査結果というものがありますけども、今年だけですけど、今年だけで傾向と対策みたいなのがありますけど、昨年と比較して、また数年前と比較してどういうふうな傾向があるのか、井原市はちょっと低下しとるのか、横ばいなのか、ちょっと上向いておるんかという、そのあたりの相対的な評価といいましょうか、傾向と対策についてはどのような結果が分かるでしょうか。

学校教育課長(米本大樹君) 経年変化に関しましては、県の学力調査のほうに表をお示しております。ここにお示ししているのは、井原市全体のものでありまして、下がったり上がったりしているところであるんですが、大切なのは、個々の子供たちがどれだけ力をつけていくかというところでありまして、当然各校によって、ある小学校はここが得意であると、ただ別の小学校はそこはあまり得意でないというような傾向がありますので、今後におきましては、この中にもありますが、学力向上担当者研修会などで各校の実態を踏まえて、それぞれ各校でどういう指導がより適切であるか、もしくはどこが苦手でどこを伸ばす必要があるのかというところをピンポイントで、しっかり個別指導、個別、学校ごとの指導体制を構築していきたいというふうに考えております。

委員(大滝文則君) 今日も教職員組合のほうから請願がありましたけども、井原市内は35人学級はもうほとんどないというところが現状にあって、あまり小さい学校であると。そのあたりの平均値も、なかなかどこが正しいのかということが分からないので、いろんな今後課題があろうことかと思いますので、そのあたりも含めて、なかなか難しいことですんで、よろしくお願いして終わります。

委員(西村慎次郎君) 今回の調査内容と毎年の調査内容ですけど、学力の調査と、あと生活習慣とか学習習慣の調査ということで、二種類調査をされてて、それでお互い関係性があるからやってるのかなという気はしてるんだけども、今回の結果を見ると、学力は県とか全国平均に比べるとマイナスのほうが多いように見えて、学習習慣とか生活習慣というのは、県とかと平均を比べるとプラスの方向の結果に見えてて、その関係性があるにもかかわらず、それがうまく反映できてないのかなという感じがしてるんですが、そのあたり、どの

辺に原因があり、今後その辺、整合性を取れるような取組をしていくのか、そのあたりどう お考えかお伺いしたい。

学校教育課長(米本大樹君) 委員さんのおっしゃるとおり、学習状況調査に比べて、学力調査のほうが点数があまり良くないというのは、これを見ていただいて分かると思います。この中で、授業は分かるのに結果が伴わないということは、定着に問題があるのではないかなあというように考えております。要は、授業で分かった内容が、3日後にはあまり残っていないというようなところが原因だと思いますので、しっかり授業で分かった内容をより定着させるような指導に取り組んでいきたいというのがまず1点と、あと指導の中身、分かるのは基礎、基本的な問題が多いのかなあと、今度は授業で取り扱う内容として、もう少し発展的な内容のものを取り入れる必要があるのかなあというふうには考えております。ただ、これは、あくまで、先ほども申しましたが、全体的な分析になっておりますので、各校の実態を見ると、ここと若干そぐわない部分があると思いますので、そこは各校でしっかり研究、分析していただいて、授業実践のほうに取り入れていただきたいと考えております。

委員(西村慎次郎君) ありがとうございます。

委員(柳井一徳君) 今課長のほうからの授業で習ったものが3日後にはうまく自分の中で解釈できてない、予習復習ということが、4番でおっしゃられていることが大切であるというのは、もう昔から言われていること、これを徹底されるっていうのはよく分かりますし、また(2)番で言われてる、つまずきの解消を図るという意味合いからも、1人1台端末の授業における活用を進めるという文言がございます。そういうつまずき、個人個人に対しての課題を与えるということは、これは可能なんですか、先生方から。

学校教育課長(米本大樹君) 個人個人に与えるタブレットを使用するかしないかにかかわらず、全てが全て可能かどうかは置いといて、可能な限り取り組んでいくと、例えば授業の中である課題を児童・生徒に与えて、当然早くできる子となかなかできない子がいると思います。そういう場合に、早くできるような子には、別の少し発展的な課題を与えたり、もしくはちょっと視点を変えて、より定着を図るために、早く済んだ子がなかなか時間のかかる子に対して教えてあげると、自分が分かった内容をもう一回教えることによって、より定着が図られるのではないかというような対応をしております。

委員(柳井-徳君) いろんな対応をしていただけるということだと思います。そのことによって、一人一人の児童・生徒が学力向上していけばいいというふうに思うんですが、間違うと差別につながるのではないかなと。例えば、柳井君、ここができないよっていうものを、タブレットですから、ほかの生徒に見られない、児童・生徒に見られないという利点はあるとは思うんですが、友達同士でそれを見せたときに、俺はこんくらいのことしか先生は

言ってこんのに、おめえはこんなに厳しいことを言われるのかというようなことでいじめに つながる可能性もあるのではないかなあというふうに思うわけですよ。だから、そういう活 用を進めていく中で、慎重にやっていただければなというふうには思いますが、そういうこ とはもう常に教育委員会としても考えておられると思いますんで、とにかく学力向上に向け て予習復習の徹底ということと、それから個人個人への指導をよろしくお願いしたいという ことで終わります。

委員(柳原英子君) この前アクティブで勉強会というか、講演を聞かせていただいたときに、脳科学の先生ができないことはないんですよって言われてました。何回もすれば、時間はかかるけれども、人間はできるようになるんですよっていうのをすごく言われてたんです、実は、うちの孫も本当はやればできると思うんですけれども、テレビを見たりゲームをする時間がすごく長くて、私が行くといつもそれしかしてないので、私はそのことを先生に、テレビで、ゲームをしないでっていうんじゃなくて、人間って限られた時間、みんな平等に、皆与えられてるのって時間だけじゃないですか。それを、上手に使うのと上手に使わないとは、差が出ることを私もいろんな今頃の話を聞いて思うんですけど、そういう意味合いで、何回もできたら人間はできるよってこの前脳科学の先生が教えてくださったので、そういうことを何か伝えてやってほしいなあって、全然これと関係ないかもしれませんけど、含めてお願いしたいなと思います。ごめんなさい。

〈なし〉

副委員長(沖久教人君) 本件については、終わります。

〈所管事務調査〉

副委員長(沖久教人君) 本日の所管事務調査事項は、放課後児童健全育成事業のあり方 についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈放課後児童健全育成事業のあり方について〉

委員(西村慎次郎君) 今、市内の現状ということで、児童数であるとか支援員、補助員

の人数、あと保護者の負担金があるんですけど、それ以外で多分、運営に関するところというと、指導員の給与とか処遇はどうであるとか、個々のクラブごとの委託料はどうであるとか、各クラブどれぐらいの人数で毎日支援に当たってるかとか、その辺、運営状況が分かるとこがあれば教えていただけますか。

子育て支援課長(片山恭一君) 支援員等の給与につきましては、各児童クラブで経験年数等で定めておられまして、その個々についての金額等は伺っておりません。

令和3年度の終わりの2月頃から国の制度として処遇改善、9,000円、3%程度の改善をということでございまして、そちらのほうも井原市としても各クラブに通知を差し上げて、1クラブを除いては17クラブで処遇改善のほうに取り組んでおられます。

各クラブの全体の委託料、各クラブごとの委託料という意味だったでしょうか。

委員(西村慎次郎君) 期待してたのは、別表をつけていただいてる表にその辺が埋まってくるといいなと、などという要望をしてたので、そこら辺は含まれてないんで、分かる範囲内でと思ったんですが、今回のどういうとこが問題なのかっていうところを、クラブが抱えてる課題と市が把握してる課題っていう、ずれがないのかなというところがまず知りたいところもあるんですけども、そういう意味で、現状の状況を把握したいというところではありました。

②で、課題というところで、事務負担料であるとか、運営委員会を保護者がしてるところは事務の負担が大きいとか、指導員の確保に苦慮されてるとかというところもあるんだと思うんですけど、運営指針に基づいて運用をしていかなくちゃいけないっていう、ガイドラインに従ってしていかなくちゃいけない、プラスアルファで、今年から安全計画を今年度中につくりなさいとかという、安全管理に関する取組をしていきなさいとか、いろんな国から下りてきたものが市から各クラブへ下りてきて、運営委員会がそれに取り組んでいくというのに負担がかかってきてるのかなあと。安全管理をつくりなさいとなってくると、今度責任、それに基づいて運営してるかという、もし事故が起こったときに責任が運営側にかかってくる、その辺も懸念されての今回の要望なのかなっていうのも思ってるんですが、そのあたり、責任というとこになってくると、運営委員会が責任を取っていくのか、そこにバックでおる委託をされてる市が責任を取られるのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

子育て支援課長(片山恭一君) 安全という面での責任ということでございます。

お子様が通われる児童クラブですので、どうしても小さなことから、この間の津山市のような死亡事故も、いろいろなことがあるかと思います。幸いにも、井原市では大きな事故はないんですけれども、小さな事故、子供同士がぶつかったりとか、そういったことについては、各クラブで保険等に加入していただいておりまして、クラブ側の責任の中で処理してい

ただいてるというようなことでございますけれども、当然、放課後児童健全育成事業は委託 事業でございますので、運営クラブに全て責任というふうには考えておりませんで、井原市 にも、そのケースによって責任の取り方というものは考えていくことがあろうかとは思って います。

委員(西村慎次郎君) 責任の分界点、明確には線が引けないかもしれないんだけども、クラブとして保険の範囲内で対応できることが責任の範囲だという、捉えればいいのか、その辺、何か事故等が起こったときには、相談を受けながら、相談をしながら、両方協力し合いながら対処に当たるということで、一方はこれはクラブ側です、これは市だよということではないのか、どっかで線が引かれるのか、そのあたりどうですか。

子育て支援課長(片山恭一君) 今ここの場でその線はここにあると思いますというのはなかなか難しいと思いますけれども、通常考えられる、通常考えられると言い方はよくないかもしれませんが、通常そういう事業をしている上で考えられる小さなけがというのが、保険で対応できる範囲ではないかと思っております。それを超えるような大きい事件事故等につきましては、安全計画というのも、その対応の仕方は決めていきましょうというものでございますけれども、その中でも、運営委員会でも迷われることがあると思いますし、それから先ほど申しました委託事業ということもありますので、市のほうでもその対応の仕方は一緒に考えていかなければならないかと思っております。

委員(西村慎次郎君) 今後、市として主体となって運営をしていく上で、課題となる部分はどのようにお考えですか。

子育て支援課長(片山恭一君) 市が主体となってというのは、市が直接事業主体となってという意味でよろしいでしょうか、直営といいますか。

委員(西村慎次郎君) どういう主体となってが、今でも主体だと言われればそういう、 責任は市なんだろうなと思っているんですけど、運営の仕方としては市直営が一つの方法か なというふうには思うんですが、例えば市が直営する上ではどういった課題が考えられます か。

子育て支援課長(片山恭一君) 市が直接運営をされるという話に一気に飛ぶかどうかで ございますけれども、井原市の場合の児童クラブの生い立ちを考えましても、保護者がその 運営に携わらないということが本当に児童クラブにとってよいのかというのをまず考えない といけないかと思っております。

その上で、先ほど申し上げた、経験豊かな地域の方などのご協力をいただいて、雇用関係なり会計関係が詳しい方、あるいは会計事務などの一部外部委託をする、そういったことで 今の現在の運営委員会の負担が軽減される方法があれば、まずそこに取り組んでいただきた いなというのがございます。

直営でするときの課題といたしましては、今は事務を各クラブで分担していただいておる わけですけれども、そういったものが一気に市のほうで、行政のほうでということになりま すと、それなりの人員配置も必要になりますし、それから支援員、補助員の皆様を市の雇用 でする際の雇用形態なども、割と細かく詰めておかないとコストアップにつながってしまう のではないかと、そういうところがあるかとは思っております。

委員(西村慎次郎君) おっしゃるとおり、個人的には、市が直営でするというのは、非常にハードルが現時点では高いんだろうなというふうには思ってて、ただ1クラブだけしようと思えばできるんじゃないかなというふうに思って、18クラブ全部しようとすると大変なんだろうなというふうに思って、会則も違えば、利用者負担金も違えば、指導員の給与、処遇も全然違ってるのをどう統一していくのっていうのもあるのかなとは思って、地域性をうまく生かしてクラブ運営ができるのが理想だなというのは個人的には思っています。

ポイントは、責任をどう、今の運営委員会がどこまでのことを取らないといけないのかっていう、そこら辺を軽減してあげることも一つの手段なのかなというふうには思ってるんですが、そのあたり、再度、責任に関する市のお考えを確認させてください。

子育て支援課長(片山恭一君) 児童クラブの中だけで処理できないような大きな事案、命とかに関わる事案、それから後遺症が残るようなけが、そういったもの、あるいは会計事務の不適切な処理とか、そういったことが考えられるんだろうとは思います。

身体に関する事案につきましては、先ほど申し上げました、その保険で対応できるとこは 当然対応していただくんですけれども、その後のケアといいますか、について、実例が近隣 にもございませんので、どういうような対応をするかというのは、申し訳ないですけど、よ くこれから考えないといけない部分かと思います。

それから、会計についての不適切な処理などについては、これは明らかなことであれば、 事件としてその原因の方に責任を取っていただくと、そういうようなことも市と児童クラブ で協力して行っていかなければならないかと思います。

委員(大滝文則君) 先ほど課長から、西村委員のほうからいろいろ質疑があって、委託料、それから運営形態といいましょうか、処遇とかということについては、質問のところへ、資料請求のときになかったので、後日また改めてということになろうかと思うんですけども、1点、やり取りの中で、事業主体は各クラブみたいな話になっていたと思う、実施主体はあくまでも市であって、その分をクラブへ委託しとるという僕は認識があったんですけども、そこら辺だけ1つ確認をさせていただきたいと思うんですけど。

子育て支援課長(片山恭一君) 今おっしゃっていただいたとおりでございます。分かり

にくいんですが、運営主体というのが運営委員会でございまして、そこに市が委託している という形でございます。

委員(大滝文則君) 設置は、基本的に市がしておるわけですね、というのは間違いないですね。

子育て支援課長(片山恭一君) 現在、井原市においては、全ての児童クラブ、井原市が 設置しているということでございます。

委員(大滝文則君) という認識でおったので、やり取りがちょっと分かりにくいところがあったんでお尋ねしましたけども、先ほど言いましたように、今後、資料請求等々についても、また改めてしないと、すぐ口頭ではなかなかできないと思いますし、またその際、そういうことの話になりましたら、お願いするかと思いますので、よろしくお願いします。

〈なし〉

副委員長(沖久教人君) 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。 **副市長(猪原愼太郎君)** 終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。また、様々な方面からいろんな活発な議論をいただいたと思っております。所管事務調査におきましては、放課後児童クラブの運営のあり方についての調査事項ということであります。課長のほうからも、今後しっかり研究していくというような説明もありました。今後、放課後児童クラブにつきましては、いろんな課題があるんだろうと思っております。1つずつ整理をしていく必要があるのかなとも思っております。本日は誠にありがとうございました。

副委員長(沖久教人君) 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

副委員長(沖久教人君) 所管事務調査事項の放課後児童健全育成事業のあり方について、今後の進め方を委員の皆さんにご協議いただきたいと思います。

委員(大滝文則君) これは、ある地区から要望が出たという案件でもありますので、先ほど西村委員も言われましたけども、いろんなまだ調査事項があると思いますので、当面、例えば1年ぐらいをめどに調査を継続する、閉会中も含めて調査を継続するということでい

いんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

委員(佐藤 豊君) 放課後児童クラブについては、前も行政視察をして、先進地域へ行っていろいろ勉強もさせていただきました。運営の仕方が民設民営とか公設民営とかという様々な運営の仕方があって、またそれぞれの課題とかそれぞれのいいところ悪いところ、あるというふうに思います。今、行政の答弁の中でも、いろいろ課題は把握はされていると思いますので、今後検討するということでもありますし、我々、この委員会においても、今後とも必要な調査事項だというふうに思いますので、所管事務調査として続けていきたいというふうに私は思います。

委員(惣台己吉君) 私も、続けていくべきだと思います。一つの例を挙げると、責任の所在というのも、子供の責任とか保護者とか、いろんな責任がありますから、いろんなケース・バイ・ケースがあると思うので、それを、今、佐藤委員言われたように、他市町の事例なども調査研究をして、その責任というのが、結局命に関わるものがあれば、金銭的な、それは保護者に関わるものもあれば、それは継続的にしていくべきだと思います。

委員(柳井一徳君) 今佐藤委員もおっしゃられました、前市民福祉委員会がこの視察をされておりますし、そういった報告書等々も十分に拝読して、またこの資料として活用して、1年を目途で何とか、提言は難しいんですが、報告書をまとめられる方向で進めていくべきであろうというふうに思っております。

副委員長(沖久教人君) 皆さん、1年をめどに継続ということでよろしかったでしょうか。

〈異議なし〉

副委員長(沖久教人君) 以上で所管事務調査については終わります。

それでは、今後の調査の進め方については、本日はここまでにしたいと思います。 次回の委員会の開催日などについてご協議いただきたいと思います。

委員(大滝文則君) 委員長も欠席ですので、またにしてもいいかと思いますし、間もなく委員会視察もありますので、どちらにしてもその後でいいんじゃないかと思います。その辺は委員長、副委員長にまた相談して進めていただきたいと思いますが。

〈なし〉

副委員長(沖久教人君) ただいまご提案のありましたとおり、次回は行政視察の後に開

催することとし、内容につきましては、また委員長との相談で協議することとしたいと思います。

以上で所管事務調査については終わります。

〈行政視察について〉

〈事前質問について、質問案のとおり決定。〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長あいさつ〉

副委員長(沖久教人君) 以上で厚生文教委員会を閉会いたします。